

## トマト・スーパー積金

(平成25年1月1日現在適用中)

項目	内容
1. 商品名 (愛称)	・トマト定期積金 愛称：トマト・スーパー積金
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	1年、2年、3年、4年、5年
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で掛金を分割預入 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用利回 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・当初契約時の利回りを満期日まで適用します。 (金利は店頭に表示しています。) ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ・・解約日における普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ・・約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
10. その他参考と なる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭掲示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ・払込日前に預入した場合は、先掛日数について契約時の店頭表示の利回りにより計算した先掛割引金を利息とともに払い戻します。 ただし、遅延日数合計が先掛日数合計以上となる場合は、先掛割引金は支払いません。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・利息は、個人の方は20.315%(復興特別所得税を含む)の分離課税、法人は総合課税の対象となります。
11. 当社が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

<預金保険対象商品>